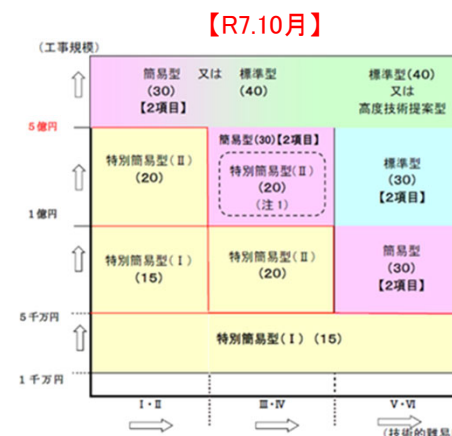
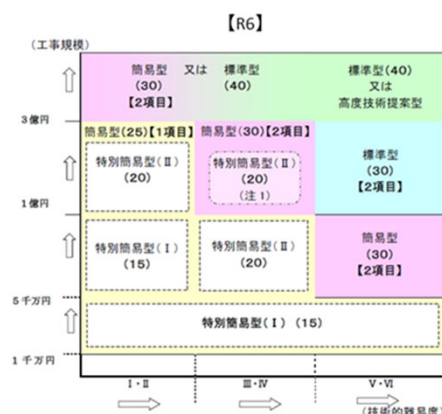


総合評価に関わる事項を下記のとおり改定し、令和7年10月1日以降に公告する案件に適用

改定事項

(1) 総合評価適用タイプ表の改定(総合評価活用ガイドライン)

- ① 工事規模(縦軸 3億円 ⇒ 5億円)
 - ・R7.4月 山梨県共同企業取扱要綱改定に伴う改定(3億円 ⇒ 5億円)
- ② 特別簡易型(金額1億円～3億円 難易度Ⅲ・Ⅳを除く) 選択制 ⇒ 標準化 (黄色着色箇所)
 - ・現状の実態に合わせるため改定



【評価項目】

(2) 「WLBの推進」の新設 (R6 第2回総合評価委員会(3/13)議事案件)

次のワークライフバランス(女性活躍・子育てサポート・若者採用、育成)関連認定企業を評価する。

【厚生労働省の認定】

「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」

【山梨県の認定】

「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」

(3) 「登録基幹技能者の配置」の新設

元請又は下請企業の技能者(元請の主任(監理)技術者を除く)として、当工事に関連する種類のいずれかに登録基幹技能者を1人以上配置することを宣誓した企業を評価する。